

令和7年第2回定例会議事日程（第2号）

令和7年6月6日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第3 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）
- 日程第6 議案第33号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第34号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第35号 吉富町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第36号 吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第37号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第38号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第13 議案第40号 監査委員の選任について
- 日程第14 議案第41号 財産の取得について（吉富小学校タブレットパソコン更新事業）
- 日程第15 議案第42号 町道路線の認定について（西屋敷垣添線・玄光院線）
- 日程第16 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第17 報告第2号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第18 報告第3号 経営状況の報告について（土地開発公社）

令和7年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 令和7年6月6日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月6日 10時00分
 応 招 議 員 1番 新保 祐介 6番 横川 清一
 2番 丸谷 宏一 7番 是石 利彦
 3番 角畑 正数 8番 岸本加代子
 4番 向野 倍吉 9番 矢岡 匡
 5番 太田 文則 10番 山本 定生
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|--------------------------|-------|
| 町 長 | 花畑 明 | 子育て健康課長 | 梅林 正典 |
| 副 町 長 | 和才 薫 | 上下水道課長 | 奥家 照彦 |
| 教 育 長 | 若山誠一郎 | 地域振興課長 | 守口 元子 |
| 未来まちづくり課長 | 別府 真二 | 教 務 課 長 | 石丸 順子 |
| 総務財政課長 | 奥本 仁志 | 建 設 課 長 | 軍神 宏充 |
| 住 民 課 長 | 南 博己 | 会 計 管 理 者 検 査 会 計 室 長 | 奥本 恭子 |
| 税 務 課 長 | 岩井 保子 | 吉富保育園長 吉富幼稚園長 | 高尾 広篤 |
| 福祉保険課長 | 友田 哲也 | | |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|---------|-------|
| 事 務 局 長 | 中家 立雄 |
| 書 記 | 川端 晃輔 |

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山本 定生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（山本 定生君） 日程第2、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の1ページをお願いいたします。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和7年4月1日を施行日とする地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町税条例の一部改正が必要となり、令和7年3月31日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めます。

議案書は3ページから8ページまでです。詳細につきましては、付属資料の新旧対照表で説明をいたしますが、改正内容ごとに説明をさせていただきますので、ページが前後することを御了承くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 課長、長くなるようでしたら着座を。

○税務課長（岩井 保子君） ありがとうございます。では、着座で失礼いたします。

なお、本改正は、地方税法等の改正に伴うものや文言等の整備を行うもので町独自の改正はございません。

付属資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

1ページ、第18条は、公示送達について、現行の掲示場への掲示に加えてインターネットを用いる方法により行うことを可能とするなどの措置を講ずるための整備をするものです。

第18条の3は、第18条の改正に伴い、引用法令を整理するものです。

2ページをお願いします。

2ページから6ページにかけて第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項、第36条の3の3第1項は、個人の町民税に関する改正です。

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人町民税の所得控除において、19歳から23歳までの大学生年代の子などに係る新たな控除が特定親族特別控除として創設されました。控除対象となる大学生年代の子などの所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも扶養者である親などが受けられる控除の額が配偶者特別控除と同様に合計所得金額に応じて段階的に減っていく仕組みが導入されるもので、個人住民税においては、令和7年分所得に係る令和8年度分からの適用となります。

また、併せて字句の整理も行っております。

条が飛びまして、7ページから11ページ、第82条及び第90条は、軽自動車税に関する改正です。

7ページから8ページにかけて、第82条は、現行の50cc原動機付自転車については、令和7年11月から開始される新たな排ガス規制をクリアすることが困難であるなどの理由により、今後、生産・販売の終了が予定されていることから二輪車の車両区分の見直しが行われ、総排気量が125cc以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを新基準の原動機付自転車として種別割の税率を2,000円とするものです。

併せて号中の列記部分のずれを整備しております。

9ページ、第89条第2項第5号は、種別割の減免申請書に記載する総排気量について、新基準の原動機付自転車の総排気量等を加えるものでございます。

次の第90条は、11ページにかけて道路交通法の改正に伴い、令和7年3月24日からマイナ免許証の運用が開始され、身体障害者等が所有する軽自動車に係る税の減免申請時に提示を必要とする運転免許証にマイナ免許証を追加するなどの規定を整備するものです。

ページが前後しまして、4ページ、第36条の2第9項、7ページ、第63条の2第1項第1号、8ページ、第89条第2項第2号、11ページ、第139条の3第2項第1号、12ページにかけて第149条第1号では、引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の改正において法人番号の定義を規定する第2条第15項が第2条第16項とされたことに伴い生じた項ずれの整備を行うものです。

同じく12ページ、ここからは、固定資産税に関する改正です。

附則第10条の2は、固定資産税等の課税標準の特例において、引用する地方税法の改正に伴い、法附則第15条第33項が削除されたことに伴い生じた項ずれを整備するものです。

13ページ、附則第10条の3は、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る固定資産税の減額措置につきまして、マンション管理組合の管理者等から必要書類等が提出さ

れ、減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該マンションの区分所有者から申告書の提出がない場合でも減額措置を適用できるとする規定を第14項として追加するとともに、この規定の追加に伴い生じた項ずれを整備しております。

最後に16ページにかけて、附則第16条の2の2は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例として新たに追加するものです。

加熱式たばこの紙巻たばこへの本数の換算方法が見直され、加熱式たばこをスティック型の加熱式たばことスティック型以外の加熱式たばこに区分し、それぞれに定められた方法によって紙巻たばこの本数に換算する最低課税の仕組みが導入されたことに伴い、新たに規定を整備するものです。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明をいたします。

議案書にお戻りください。議案書は6ページです。

第1条、施行期日でございます。この条例は令和7年4月1日から施行いたします。なお、第1号から第3号にかけて、それぞれの規定において法改正等に応じた施行日を定めております。

また、第2条は公示送達に関すること、第3条は7ページにかけて町民税に関すること、第4条は固定資産税に関すること、第5条は軽自動車税に関すること、第6条は8ページにかけて町たばこ税に関することについての経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっています。なお、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしく願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

これより質疑に入ります。本案に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 今回の税条例の改正では幾つかの変更がありますが、最も注目し、問題を感じたのは、特定親族特別控除の創設です。これは大学生である子どもの収入が１２３万円から１８８万円以下の場合、扶養親族に税の控除がなされますが、１６５万円を超えれば控除が段階的に減らされます。確かに、現状を見れば一定の改善にはなると思います。しかし、これでは本来学業に勤しむべき大学生にもっと働けということと同じではないでしょうか。国の財源はこのようなことではなく、給付制の奨学金や学費の減額等にこそ使うべきです。

この理由で、本条例の専決処分の認定に反対します。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（７番 是石 利彦君） たばこ税のことが議論されておりますが、以前から言っておりますが、御町内でもたばこ税の収入がかなり上がっております。喫煙者は喫煙場所が少ないので苦労しております。町有地のどこかに雨の日でも吸える場所を造ってほしいと皆さん思っておると思いますが、ぜひ造っていただきたいと、そういう思いを込めて賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） 議案第２９号につきまして、国に準ずる旨は、おおむねの共通感覚を得ていると捉え、賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第２９号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第３．議案第３０号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（山本 定生君） 日程第3、議案第30号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書9ページ、議案第30号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和7年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和7年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、令和7年3月31日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めるものでございます。

議案書は11ページです。詳細につきましては、付属資料の新旧対照表で説明をいたします。

なお、本改正は、地方税法等の改正に伴うもので、町独自の改正はございません。

付属資料17ページをお開きください。

第2条第2項では、基礎課税額の課税限度額を65万円から66万円に引き上げ、第3項では、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を24万円から26万円に引き上げることとする改正です。

18ページにかけて、第2条第2項及び第3項の改正に伴い、第23条第1項において基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正を併せて行っております。

18ページ、第23条第1項第2号は、5割軽減の判定所得の算定における1人当りの加算額を29万5,000円から30万5,000円に、第3号は、2割軽減の判定所得の算定における1人当りの加算額を54万5,000円から56万円に引き上げる改正を行うものでございます。

続きまして、施行期日及び適用区分について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書11ページです。

附則第1項、施行期日です。この条例は令和7年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項、適用区分です。改正後の規定は令和7年度の国民健康保険税からの適用とするものです。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略する

ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（８番 岸本加代子君） 国民健康保険税が住民の担税能力を超えていることは何度も申し上げてきました。今回の改正も以前のものと同じように減税部分の拡充と最高限度額の拡大が抱き合わせで提案されていますが、国保税がこれ以上上がる世帯が増えることは避けるべきと考えるので、本条例の専決処分の承認に反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（４番 向野 倍吉君） 国民健康保険は、日本の国が誇れる保険制度だと思います。それを維持していくためには、やはり近年の物価高に相当する上昇も致し方ないと思い、賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（９番 矢岡 匡君） 議案第３０号について、国に準ずる旨は、おおむねの共通感覚を得ていると捉え、賛成いたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 結構です。起立多数であります。よって、議案第３０号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第４．議案第３１号 専決処分の承認を求めることについて（特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（山本 定生君） 日程第４、議案第３１号専決処分の承認を求めることについて（特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）を議題

といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 議案書の12ページをお願いします。

議案第31号専決処分の承認を求めることについてでございます。

本議案は、令和7年4月1日から、本町が豊築地区障害支援区分認定審査会の事務局をすることに伴い、審査会共同設置規約により、委員報酬等を事務局市町の一般会計から支出する必要があることについて、第1回目の審査会が実施される際に判明し、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を令和7年4月22日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案書の14ページと付属資料の20ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

この改正は、豊築4市町で共同設置しています豊築地区障害支援区分認定審査会の運営を審査会共同設置規約に基づき実施しており、同審査会委員の報酬を町の一般会計から支出するに当たり、本町の特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例につきまして、所要の規定を整備するために、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を見ていただきながら、御説明いたしますので、付属資料の20ページをお願いいたします。

太い線で囲った箇所が今回追加した委員であります。「26産業医」の後に、「27豊築地区障害支援区分認定審査会会長及び委員長」、それと、「28豊築地区障害支援区分認定審査会委員」を追加し、それ以降はひとつずつ繰り下げます。

附則でございます。議案書の14ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和7年4月1日から適用する。

なお、今回の改正は、豊築4市町で同じ内容の規定を整備するものであり、町独自の改正はございません。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 議案第31号についてです。全協でも内容のほうは十分聞いております。

そこで、そのときにちょっと聞き忘れたことを2点質問します。認定審査会の委員の選任はどのようにしているのかということと、報酬及び費用弁償の額についてはどのように決めたのかということ、2点お願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 今回の委員選定につきましては、関係市町の協議により、昨年度委員をされていた方々をお願いをしています。また、委員の中で医師がお1人、新任の方がいらっしゃいますが、そちらにつきましては豊前築上医師会の推薦をいただき委嘱をしています。

次に、委員報酬の根拠につきましては、本審査会設置当初において、福岡県介護保険広域連合の特別職の職員で常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の中に記載があります認定審査会委員の金額を参考に決めたことを確認しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 本町の方で委員を受けている方がおられるんですか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） はい、お名前は伏せますけれども、委員構成として医師が4名、精神保健福祉士2名、障害者施設職員2名、高齢者福祉施設職員1名、そして元障害関係の役場の職員という方、保護司の方なんです、その方が1名、計10名で構成されております。

その中で、現在の中で見ますと、高齢者施設の職員の方につきましては吉富町の方が委員として入っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと勘違いした。御町内で10名じゃないんですね。全体で10名で、うちの町内の方が1名、そういうことですね。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 議員おっしゃるとおりです。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この審議会の委員の方の任期が何年かということと、この会長と委員長とあるんですけど、この関係はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） 委員の任期は、事務局が担当します、事務局担当2年します。そこに新しく2年するとき、委員の方についてもまた2年ということで、事務局市町の長が委嘱するという形になっております。

そして、委員長と委員の関係ですけれども（発言する者あり）10名、先ほど構成員いると言いましたが、その中でA合議体というのとB合議体というチーム、班があります。その中で委員長というのがお1人ずついらっしゃいます。そして、その10人を束ねる方ということで会長が

おるんですが、その合議体の方のどちらかの委員長が会長ということで今就任をいただいております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 合議体が2つあると言われたんですけど、それ何のためというか、AとBとどういうわけで分けてあるんですか。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） こちらのほう10名、委員の方がいらっしゃいまして、A合議体、B合議体、毎月この審査会開催しておるわけですが、交互に委員会のほう、審査会のほうを開催しておりますので、そういったところでA、Bと分けたところで行っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号専決処分の承認を求めることについて（特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）

○議長（山本 定生君） 日程第5、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 議案書15ページをお願いいたします。

議案第32号専決処分の承認を求めることについてでございます。

前議案同様、豊築地区障害支援区分認定審査会の事務局として、町の一般会計から委員報酬等を支出する必要があることが判明し、予算未計上であることから補正の必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和7年度吉富町一般会計補正予算を令和7年4月22日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第2号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和7年度吉富町一般会計補正予算（第2号）としまして、第1条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億9,910万7,000円とするものでございます。

歳入予算は主に各市町からの負担金、歳出予算は主に審査会委員報酬となっております。

以上で説明を終わります。御承認いただきますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。歳出7ページ。歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第1号）、8ページ。

以上、補正予算書全般についての御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第3項

の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第32号専決処分の承認を求めることについて（令和7年度吉富町一般会計補正予算（第2号）について）は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 議案第33号 吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第6、議案第33号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。（発言する者あり）

何か御異議あります。（発言する者あり）進めてよろしいですか。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 議案書の17ページをお願いいたします。

議案第33号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、子どもの疾病の早期発見と治療を促進することで、保健の向上と福祉の増進を図ることを目的に、子ども医療費の支給に関して定めた条例になります。

議員の皆様も御存じのとおり、本町では近隣に先駆けまして、令和5年8月にこどもまんなか応援サポーターを宣言しました。今後もこどもまんなか社会の実現に向けて、子育てを社会全体で担うという理念の下、子育て世帯の経済状況にかかわらず負担を軽減し、全ての子どもが安心して必要な医療が適切に受けられる環境整備を目指し、このたび子ども医療費の完全無償化を実現するため、条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、議案書18ページ、併せて附属資料は21ページから22ページとなりますので御

覧ください。

まず、第2条第1号中「乳幼児及び児童をいう。」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。」に改めるものです。これまでは乳幼児と児童によって自己負担が異なっていたため、「子ども」の定義を「乳幼児及び児童」として、後段の号でそれぞれを説明していましたが、今回の改正によって、子ども医療対象者全員を完全無償化することで、定義を分ける必要がなくなりますので、今回「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」とすることで、高校生年代までの全ての子どもを指すように改正するものです。

次の同号ただし書中「吉富町重度障害者医療費の支給に関する条例に規定する重度障害者医療費の適用を受けることができる者」を削るものでは、今回の完全無償化によって、重度障害者の医療費の適用を受けることなく、子ども医療費側で全て無償で受診できることから、この条文を削除するものです。

次に、同条中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とするものです。第2号で「乳幼児」、第3号で「児童」の定義をうたっておりますが、先ほど申しましたように「子ども」全員の無償化により、定義を分ける必要がなくなることから、この2つの号を削り、第4号を第2号に、第5号を第3号にそれぞれ繰り上げる改正としています。

また、第4条第1項中「以下「自己負担分相当額」という。」を削り、同項ただし書を削る改正になります。まず、「以下「自己負担分相当額」という。」の部分については、以降のただし書を削ることでこの文言が不要となることから削除するものです。また、ただし書については、改正前の第2条第3号に規定する児童の子ども医療の自己負担相当額について定めた内容になりますので、このただし書を削除することで、全額子ども医療費として支給することとなります。

最後に附則で、「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」としまして、完全無償化の開始に合わせた施行日としております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の改正によって財源が必要と思うんですけど、過去の実績に応じてどの程度のお金が必要なんでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 今回の財源に関しましては、無償化増加分として子ども医療費総額2,937万4,000円、これは当初予算において計上させていただいております。そのうち無償化増加分は112万円を今年度については確保しております。これは一月当たり28万円程度、通年に換算しますと336万円程度の増額を見込んでおります。

財源につきましては、こどもまんなか施策にいろいろな事業を取り組んでおり、今後もこうい

ったこどもまんなか事業は大変重要なことにもなりますので、企業版ふるさと納税などの獲得に向けても努力しながら財源確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 次のところで質問してもよかったですけども、町内の全ての子どもが完全無償化になるのであれば、ひとり親家庭の条例もこの中に入れたらと思うんですけども、何か条件が違うのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 御質問のとおり、完全無償化するに当たっては子ども医療であれ、ひとり親家庭等の児童であっても同様に高校生年代まで医療費は無償になるものですが、これを実際に医療費を負担していくという面では、県の補助と町の負担で運営することになります。具体的には、県の補助額が小学生になってから以降はひとり親家庭等医療のほうが子ども医療より高くなることから条例でも定めていますが、小学校に上がるタイミングでひとり親家庭等医療に移行してもらうようにしております。

また、もう一点ありまして、このひとり親家庭等の児童を子ども医療のままにしておけば、ひとり親家庭等が親のみとなってしまう。ひとり親家庭等は、親とその子どもを指すものがございます。家庭等という面で制度上の矛盾が生じてしまうことにもなりますので、同じ無償であっても子ども医療からひとり親家庭等医療に移行してもらう必要がございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 執行部は、町長はいろんなふるさと納税とか企業版ふるさと納税等で1周、2周遅れたにもかかわらず努力して理解を求めて寄附を募っております。そういうこ

との繰り返しがこういう原資にもつながるということがよく分かりました。

議会は、議員個人は、そういうことを理解しながら、納税が機運を、水をかけないような行動を取っていただきたいと思います。

以前、ずっと増えてきたんですが、止まったという話も聞いております。執行部のふるさと納税に対する理解を深めて応援していただきたいと思い、賛成といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第33号について、昨年度、私が子ども医療費完全無償化を提言させていただきました。そして、当時の答弁も財源としては企業版ふるさと納税を図ってきたい、そういったところもぶれていませんということで、賛成させていただきます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決するとに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号吉富町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 議案第34号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第7、議案第34号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。子育て健康課長。

○子育て健康課長（梅林正典君） 議案書の19ページをお願いいたします。

議案第34号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例は、ひとり親家庭等の親及び子の心身の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的に、ひとり親家庭等医療費の支給に関して定めた条例になります。

今回、18歳到達後の年度末となる高校生年代までの子どもの医療費を完全無償化するに当たり、併せて関連する本条例につきましても一部改正するものでございます。

それでは、議案書20ページ、併せて付属資料は23ページから24ページとなりますので御覧ください。

まずは、字句の変更として2件、1つは第2条第1号中「扶養している者」の漢字の「者」を平仮名の「もの」に改め、もう一つは第4条第1項ただし書中「時は、当該額。」の漢字の「時」を平仮名の「とき」に改める軽微な改正になります。

続いて、「同項の後段として次のように加える。」としまして、第4条第1項の後段に「この場合において、児童及び父母のない児童のうち、次条に規定する受給資格の認定を受けた者の医療費は除く。」の一文を加えております。前段となる第4条第1項のただし書は、外来での自己負担相当額を定めた条文になりますが、この一文を後段に加えることで、受給資格を受けた児童及び父母のない児童においては、自己負担の対象から除くことになり、全額ひとり親家庭等医療費を支給できるようにするものです。

なお、この改正はあくまでひとり親家庭等の児童を対象とした無償化についてでございますので、ひとり親家庭等の親に関しましては、これまでどおり医療機関ごとに入院以外の場合は一月につき800円を自己負担していただくことには変わりはありません。

最後に附則で、「この条例は、令和7年10月1日から施行する。」としまして、子ども医療費と同様に完全無償化の開始に合わせた施行日としております。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第34号について、昨年度、私が子ども医療費の完全無償化を提言させていただいたところ、執行部と意思が、気持ちが一つになったと捉え、賛成といたし

ます。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第8 議案第35号 吉富町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第8、議案第35号吉富町都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 議案書21ページを御覧ください。

吉富町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

今回、山国川緑地の再編に向け、令和7年5月12日付で都市計画施設である山国川緑地に1,576平米を追加したことにより、条例に記載する山国川緑地の位置と面積を改正する必要が生じました。このため、本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の22ページと併せて、付属資料25ページをご覧ください。

現行の山国川緑地の範囲は、山国川の水域を含めた河川区域で、幸子60ー5から小犬丸135ー1地先までとなります。おおよそ幸子の浄水場あたりから、宝福寺あたりまでの区域でございます。

この緑地は、健全な都市の発展と住民福祉の向上を目的に、昭和58年に都市計画決定がなされました。今回、河川の増水時に影響を受けない堤防内側の堤内地に、令和4年に町が取得した用地と、その用地に接する国交省の堤防法面など併せて1,576平米を区域に加え、より多くの町民に利用される便利で快適な公園を目指し、また、緑の基本計画に基づく親水性と回遊性を高め、広域的なまちづくりを実現するものです。

それでは、改正条文の説明を行います。

改めて議案書と、付属資料の新旧対照表を御覧ください。

吉富町都市公園条例の一部を改正する条例。

吉富町都市公園条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表2山国川緑地の項を次のように改める。

公園の名称の山国川緑地と、種別の都市緑地は変更なく、面積を現行の26万4,000平米から26万5,576平米に変更し、所在地に、2段目の吉富町所有地である吉富町大字広津74-1、74-4、75-1、75-3、76-1を追加するものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ちょっと教えてください。もともと国有地ですよ、国有地じゃないんですか。これを広津74-1、74-4を町有地に変更するということでしょう。ちょっとそこのとこ教えてください。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 先ほども申し上げましたとおり河川区域、国交省の土地に令和4年度に取得しました予算で上げておりますトイレを設置する場所、その3筆プラス道路で切られている5筆です。それと接します堤防ののり面、堤内地側ののり面を加えるというのが今回の条例の趣旨でございます。

以上です。（「ちょっと答弁が違うような。国有地かどうかという質問だと思うけど」と呼ぶ者あり）

○議長（山本 定生君） ちょっともう一度説明してあげてください。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今回、これを見る限り、広津の74-1、74-4、75-1、75-3、76-1、この土地を町有地に変更するという話ですよ。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） そこは変更がございません。国有地はもう国有地のままでございます。あくまで追加をする、今回取得した用地と堤防ののり面の部分を追加するのみという形になっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第35号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号吉富町都市公園条例の一部を改正する条例の制定については、福祉産業建設委員会に付託することに決しました。

日程第9. 議案第36号 吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本 定生君） 日程第9、議案第36号吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 議案書23ページをお願いします。

議案第36号は、吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

令和6年12月27日に消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年4月1日から施行されたことに伴い、町の条例の一部を改正するものです。

この改正の背景には、消防団員数が年々減少しており、昨年令和6年4月1日時点で、前年から全国的に約1万6,000人減少の74万6,600人余りの状況で、主な要因としては、社会全体の人口減少、少子化の進展や若年層入団者の低迷など、災害の多発化、激甚化が進む中、地域防災力を維持するためには、新たな消防団員の確保のみならず、シニア層の団員の活躍促進も重要とされます。

そのような中で、長年勤務された消防団員の労苦に報いる退職報償金について、勤務年数区分の見直しを行うことが改正の趣旨でございます。

議案書24ページ、付属資料26ページの新旧対照表を併せてお願いします。

議案書24ページです。

吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第91号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

付属資料26ページの新旧対照表をお願いします。

条例第2条は、退職報償金の支給額について5年以上勤務して退職した団員の勤務年数及び階級に応じた退職報償金額を別表に掲げる条文内容でございます。

別表に規定しています現行の「30年以上」を「30年以上35年未満」に改め、新たに勤務年数「35年以上」を設け、新たな区分導入に伴うそれぞれの階級に応じた引き上げ額は一律

10万円を上乗せした支給額として定めるものです。

議案書24ページ、下段、お願いします。

附則第1項、施行期日。この条例は、令和7年7月1日から施行する。

第2項、経過措置。この条例による改正後の吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年7月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

以上でございます。御審議のほどお願いをいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 今回の改正で金額は町独自だと思うんですけど、近隣と比べてこれは改正後の金額というのはどういうふうになりますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 説明のときに言葉が不足しておりました。町独自の改正ではございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 全国的に団員不足を補うということの目的とお聞きしました。その前に退職者、OBですね、OBの方の利用というか、機能別団員とかいう名前と呼ばれるようですが、それを議論したことはございますか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 私の知っている限りでは、その議論はなかったと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 新しい方が入ってくれてどんどん新陳代謝するというのが一番いいんでしょうけれども、若い方が仕事をお持ちですので、昼間の火事等はなかなかできません。そういうときにOBなりをお願いするという事も考えたらどうかなと思いました。いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 改めましてそういった御意見があったことを申し伝えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 議案第36号について、我が町の消防団の実情を述べますと比較的団員不足といったところは、そういった問題は発生しておりません。そんな中、永年勤続つまり経験年数が高いところの人材が不足しておりまして、役員決めといったところでなかなか難しい局面があるといったところなんです。そういったところに今回の改正が幸い貢献するのではないかと期待しております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 本町の消防団員の処遇、待遇に寄与した改正だと思います。また、消防団員が今後ともたくさん入ってくることを望み、賛成意見とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第36号吉富町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。再開は11時15分といたします。

午前11時06分休憩

午前11時15分再開

○議長（山本 定生君） 再開します。

日程第10. 議案第37号 令和7年度吉富町一般会計補正予算（第3号）について

○議長（山本 定生君） 日程第10、議案第37号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第37号については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第37号令和7年度吉富町一般会計補正予算（第3号）については、本日の質疑を省略し、予算決算委員会に付託することに決しました。

日程第11. 議案第38号 令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（山本 定生君） 日程第11、議案第38号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。

次に、4ページ、事項別明細書、総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。

次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に、歳出に入ります。7ページ。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 1款総務費の1目の一般管理費の中で、一般職の給与の減額がありますが、この6月の補正のときになぜあるのかということがちょっと疑問です。その説明をお願いします。

○議長（山本 定生君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（友田 哲也君） こちらのほう、人事異動に4月1日付で異動がっております。担当職員のほうが職階のほうが主査から主任主事ということで変わりましたので、減額のほうになっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑いいですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 補正予算給与費明細書（第1号）、8ページ、9ページ、10ページまで。

以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第38号令和7年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第12. 議案第39号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第12、議案第39号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書27ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。

本町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字広津324番地1、氏名、守口三智男、昭和40年4月22日生まれ。

令和7年6月20日をもって任期が満了する守口三智男氏を再選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、町議会の同意を求めます。

守口さんは、現在60歳で、大学を御卒業後、民間の不動産会社に10年ほど勤務され、その経験を生かし、平成9年に、もりぐち不動産を設立、経営者として御活躍をされ、現在に至っております。

令和2年9月からは、町の財政検討委員会委員を務められ、民間の経営者としての豊富な経験を生かし、毎回、本町の財政運営に関して貴重な御意見をいただいております。

毎年の固定資産評価審査委員会におきましても、不動産業の経営者としての経営感覚や土地、

家屋の取引の動向、不動産価格等についての豊富な知識や御経験をもとに、有益な御意見を多数
いただいております。委員として適任者であると考えております。

慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項
の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会付託を省略する
ことに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第39号固定資産評価審査委員会
委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第13. 議案第40号 監査委員の選任について

○議長（山本 定生君） 日程第13、議案第40号監査委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書28ページをお願いいたします。

議案第40号監査委員の選任について。

本町監査委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字直江181番地、氏名、是石英俊、昭和24年8月13日生まれ。

令和7年6月23日をもって任期が満了する是石英俊氏を再選任したいので、地方自治法第
196条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

是石さんは、現在75歳で、昭和47年に大学を御卒業後、株式会社高田工業所に入社されま

した。平成10年には、同社に新たな部門が設立されることに伴い、部長に就任され、部全体の予算の確保や執行管理を手掛けられました。その後も長く部長職を務められ、平成21年に退職後も、同社から必要な人材として再雇用され、現在もなお、現役で活躍しておられます。

令和2年からは本町財政検討委員会委員に就任をされ、現在は会長を務められており、町財政についての貴重な御意見もいただいているところです。

その豊富な御経験を基に、定例監査においても、職員に対して積極的に会計書類の内容を確認するなどして、しっかりと町の会計処理や行財政運営に監視の目を光らせていただいております。本町監査委員として適任者であると考えております。

慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第40号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第14. 議案第41号 財産の取得について（吉富小学校タブレットパソコン更新事業）

○議長（山本 定生君） 日程第14、議案第41号財産の取得について（吉富小学校タブレットパソコン更新事業）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） それでは、議案書29ページをお願いいたします。

議案第41号財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第93号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産につきましては、1、財産の名称、吉富小学校タブレットパソコン。

2、納入場所、吉富町大字広津665番地1、吉富小学校でございます。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、2,124万4,608円。うち取引に係る消費税及び地方消費税額は193万1,328円。

5、相手方。福岡県福岡市中央区大名2-9-27、赤坂センタービル2階、株式会社内田洋行九州支店支店長、坂口秀雄。

経緯等について御説明をいたします。併せて、付属資料の31ページ、32ページ、資料ナンバー4でございます。御覧ください。

福岡県の自治体が参加する福岡県GIGAスクール推進協議会が実施しました、学習用タブレット端末の共同調達、公募型プロポーザルにおいて、受託候補者として選定された株式会社内田洋行九州支店と本町が調達する台数、設定内容等についての協議が整いましたので、契約を締結し、この財産を取得するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものでございます。

購入予定の備品は、文部科学省によりますGIGAスクール構想第2期に伴う学習用タブレット端末Chromebook384台であります。

このGIGAスクール構想第2期事業は、第1期事業で配備をしました1人1台タブレットが更新時期を迎えるため、令和6年度から8年度の3年間に、県主導による共同調達によって更新するもので、本町は令和2年購入の322台と、GIGAスクール構想に先駆けて平成29年に購入しました90台を更新するものでございます。

以上で説明を終わります。御議決くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 新しく購入されるということなんですけれども、以前持っていた、以前のタブレット等は処分とかどういう形で何かするんでしょうか、教えていただければと思います。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 以前の端末につきましては、もし他の用途で使えるようなものがあ

りましたら残しますけれども、大半につきましてはもう動作性が遅かったりとか、もう使い勝手が十分悪くなっておりますので処分をするようにしております。

こちらのプロポーザルで決定いたしました内田洋行九州支店のほうで提案の内容の中で不要なタブレットは無償で回収するというので提案がっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） ありがとうございます。ということは、これは売却というか、どこかに中古で売るとか、そういうことではないという認識で合っていますでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） 処分をいたします。失礼します。売却等はいたしません。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） つまり無償で全部あげちゃうというか、するということの認識ですか。せっかく買ったものなので、売るなりしてお金にしたほうがいいのかなど思っただけなんですけど、いかがでしょうか。

○議長（山本 定生君） 教務課長。

○教務課長（石丸 順子君） そもそも回収自体に費用がかかるというような私どもの認識でございました。そこが無償で回収されるというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号財産の取得について（吉富小学校タブレットパソコン更新事業）は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第15. 議案第42号 町道路線の認定について（西屋敷垣添線・玄光院線）

○議長（山本 定生君） 日程第15、議案第42号町道路線の認定について（西屋敷垣添線・玄光院線）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） それでは、議案第42号町道路線の認定について御説明いたします。

議案書30ページと、併せて付属資料の33ページ、34ページをお願いいたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので同条第2項の規定により議決を求めるものでございます。

今回2か所の町道路線認定を上程させていただいております。

提案理由につきましては、どちらも令和5年度の町有地の公募売却に伴い、宅地造成事業者から分譲地内の道路計画が確定した旨の申出を受け、当該箇所を道路認定するものでございます。

1か所目の路線番号350の西屋敷垣添線は、起点を吉富町大字直江19番1地先から、終点を直江6番16地先とし、道路延長は約117メートル、幅員は6メートルです。

本路線は、旧県営住宅地内通路を拡幅したものであり、造成事業者も現状の道路形状を変更することなく事業を進める申出がございました。

なお、起点に接する町道は、佐井川から起点までを6メートルの拡幅予定となっております。また、終点到接する町道の平均幅員は4メートル弱です。

続いて、2か所目の路線番号351の玄光院線は、起点を吉富町大字小犬丸497番1地先から、終点を小犬丸497番2地先とし、道路延長は約100メートル、幅員は6メートルでございます。

なお、起終点到接する町道の平均幅員は、5メートル強です。

どちらの路線も国土交通省の路線認定基準を参考に、地域の発展のための住宅増に必要な道路整備として、また災害対策を図るための道路ネットワークを強化するものです。

以上で説明は終わります。御審議の上、御議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） 担当課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 番地を見ましてもなかなかよう分からん。要するに、この前、入

札で買っていただいた土地をこの分だけ買い取る、そういうことでよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 平たく言えば、そのとおりでございます。町道認定をするという形で。（発言する者あり）寄附を受け取りまして、寄附で、すみません。

直江につきましては、令和7年3月19日付で寄附を受けております。小犬丸の玄光院につきましては、今確定の申出が、令和7年5月19日に申出がっておりますので、今後、分筆を完了し、寄附を受けるというような形になっております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） よく分かりました。ありがとうございます。よく分かりました。

○議長（山本 定生君） 質疑です。意見を述べる場ではありません。

○議員（7番 是石 利彦君） 分かりました。

○議長（山本 定生君） それをいちいち言う必要はありません。御注意ください。

ほかに質疑ありませんか。横川議員。

○議員（6番 横川 清一君） 350の西屋敷垣添線ですか、この分について、南側のところ、ここにちょうど住んでいる方の間がちょっと数十メートル狭いような気がするんですけど、そこを拡幅するような予定はありますか。

○議長（山本 定生君） 建設課長。

○建設課長（軍神 宏充君） 終点側の路線ということでよろしいでしょうか。確かに、その路線につきましては、4メートル弱という幅員で狭い路線になっております。ただ、こちらの路線につきましては、すぐに拡幅するというのはなかなか難しいと思っておりますので、まずは建築基準法上の42条2項道路という形でセットバックの義務がございますので、建て替え時には最低限4メートルの町道になるというような形で進めてまいりたいと思っております。

なお、そちらの東側に平行して南北に直江西屋敷線という町道がございますので、道路ネットワークとしましては佐井川から降りてきて、今回新設します西屋敷垣添線を通り、その東側の南北に行きます直江西屋敷線のほうに抜けるというような道路ネットワークができているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 今回の道路認定についてですが、それに伴い佐井川から入る道路が広がるということで、防災上にも寄与していると思い、今後速やかに着工することを願い、賛成とします。

○議長（山本 定生君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号町道路線の認定について（西屋敷垣添線・玄光院線）は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第16. 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（山本 定生君） 日程第16、報告第1号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） それでは、議案書31ページをお願いいたします。

報告第1号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和6年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、令和7年度へ繰り越すべき事業費並びに財源が決定し、繰越計算書を調製しましたので、これを報告するものです。

内容につきましては、議案書32ページを御覧ください。

まず、2款総務費1項総務管理費、定額減税調整給付事業で、翌年度繰越額1,025万円でございます。

こちらは、令和6年度に前年度所得を基にした推計額により支給をいたしました定額減税調整給付金について、所得や定額減税の額の確定により推計額と生じた差額分を令和7年度に不足額給付として支給するため、令和6年度事業費の残額を繰り越したものでございます。財源は、ほぼ全額が国庫支出金となっております。

次に、3款民生費1項社会福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業で、翌年度繰越額465万4,000円でございます。

令和6年度に実施した住民税非課税世帯向けの給付金について、国からの交付金を満額で受け取るため、令和7年度に支給する見込みの事業費を含めて全額を令和6年度に予算措置したことから、令和6年度事業費の残額分を令和7年度支給分として活用するため、繰り越したものでございます。財源は、ほぼ全額が国庫支出金となっております。

次に、3款民生費2項児童福祉費、物価高騰対策重点支援給付金事業（こども加算分）で、翌年度繰越額41万5,000円でございます。

先ほどの住民税非課税世帯向け給付金対象世帯へのこども加算分ですが、同様の理由で令和7年度事業分として繰越しをするものでございます。財源は、ほぼ全額が国庫支出金となっております。

次に、4款衛生費1項保健衛生費、公共施設脱炭素化事業で、翌年度繰越額1,950万4,000円でございます。

脱炭素先行地域として、国の交付金を受けて実施する公共施設への太陽光パネル設置事業について、令和6年度に吉富小学校への設置を予定していましたが、主要資材の納期が大幅に遅延したことにより、事業計画の見直しが必要となったため、全額を翌年度に繰り越すものでございます。財源は、ほぼ全額が国庫支出金となっております。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、狭あい道路整備促進事業で、翌年度繰越額380万円でございます。

狭あい道路整備促進事業として拡幅工事を行う町道直江屋敷1号線及び町道直江早田線について、地権者との用地交渉や抵当権抹消手続きなどに時間を要したことから、年度内に事業が完了しなかったため令和7年度に繰り越したものでございます。財源は、令和6年度に受け入れた国庫支出金がありますので、既収入特定財源として148万3,000円、残りが一般財源となっております。

次に、8款土木費4項都市計画費、かわまちづくり事業で、翌年度繰越額4,361万6,000円でございます。

令和6年度の国庫補助金の交付決定額が要望額を下回ったことから、予定していた事業について、令和7年度の補助金と併せて一体的に実施することとしたため、令和7年度に事業費を繰り越したものでございます。財源としましては、国庫支出金が1,953万円、地方債が1,750万円、残りが一般財源となっております。

最後に、8款土木費5項住宅費、町営幸子団地住戸改善等改修事業で、翌年度繰越額1億465万6,000円でございます。

令和6年度の国庫補助金の交付決定額が要望額を下回ったため、事業の実施を保留し、国県と補助対象事業の追加見直しなどの協議を重ねた結果、満額の補助金を確保できることとなったため、令和7年度に事業費を繰り越して事業を実施するものでございます。財源は、令和6年度に受け入れた国庫支出金が既収入特定財源として2,867万4,000円、地方債が7,590万円、残りが一般財源となっております。

以上で報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第17. 報告第2号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（山本 定生君） 日程第17、報告第2号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） それでは、33ページをお願いいたします。

報告第2号繰越計算書についてでございます。

令和6年度吉富町水道事業会計予算繰越計算書について、別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づきまして、令和7年度へ繰り越すべき費用及び財源が決定し、繰越計算書を調整いたしましたので、これを報告するものでございます。

34ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1款水道事業費用1項営業費用、事業名は広域監視システム改良及び水圧測定業務で、予算計上額、翌年度繰越額はともに700万6,000円です。

財源の内訳といたしましては給水収益を充てております。

内容は、水道施設統廃合事業に合わせましてシステムの改良と水圧測定業務を行うようにしておりましたが、資本的支出の建設改良事業が繰越しをせざるを得なくなったため、やむなく繰越しとさせていただいたものです。

次の、1款資本的支出1項建設改良費、事業名は配水設備改良事業で、予算計上額、翌年度繰越額はともに6,699万円でございます。

この内容は、2つございまして、1つ目は水道施設統廃合事業により第3配水塔から町内全体に配水するように改良を進めておりますが、日々の維持管理を行う上で、町の北側と南側——これは旧第2配水池系と旧第3配水池系になるわけですが、それぞれの配水量を把握、監視する目的で流量計を設置いたします。設計していたマンホールでは流量計の設置はできるものの、今後の維持管理やメンテナンスを考慮した場合、マンホールに人が入り作業するスペースが非常に狭いというようなことから、これらのスペースを確保するためにマンホールの規格を見直し、変更するに当たりまして、現地には既存の水道送水管や配水管、水道企業団の送水管、下水道管など複数の管渠が埋設されている場所になりまして、その空きスペースに合わせてボックスマンホールを制作する必要があるにございまして、これに日数を要したことから、やむなく繰越し扱いとしたものでございます。

2つ目は、県道吉富港線改良工事に伴う配水管布設替え工事の繰越しでございます。

現在、福岡県が施工しております県道と町道小犬丸黒川線——通称、電源道路といいますが、この道路との合流部におきまして水道配水管の布設替えの必要が生じるため、令和6年9月議会におきましてこの費用を補正させていただきました。その際にも説明をいたしました。配水管の布設替え工事自体は県道工事の進捗に合わせ施工する必要があることから令和7年度内の施工というふうになっております。

財源の内訳といたしましては、負担金が669万5,733円、企業債が5,890万円、損益勘定留保資金139万4,267円を充てております。

以上で、報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第18. 報告第3号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（山本 定生君） 日程第18、報告第3号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（別府 真二君） 議案35ページをお願いいたします。

報告第3号経営状況の報告について。

令和6年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

別紙の事業報告書を併せてお願いします。1ページです。

令和6年度事業報告書。

1、事業の概要です。公有地の拡大の推進に関する法律の趣旨に基づき、町当局の当面した地

域の秩序ある整備と公共の福祉の増進のため協力しました。

2、事業の実施状況です。令和6年度公有地の取得及び売却はございません。

3、理事会の議決事項です。令和6年5月29日と令和7年3月28日の2回、理事会を開催しております。議決内容は、記載のとおりです。

2ページをお願いします。

役職員につきましては、令和7年3月31日現在の役職員の状況です。民間より5名、行政より7名の計12名で構成しております。

続きまして、3ページ、監査の状況です。監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載しております。

4ページ、5ページをお願いします。令和6年度月別資金状況です。

4ページ左上の前年度からの繰越額は578万4,288円で、5ページ右下の3月末の資金の残高は571万2,647円となっています。

5月の支出、一般管理費6万2,000円は、監査を行った監事に対する報酬3,000円、理事会出席役員3名分の報酬9,000円、法人町民税5万円であります。8月の収入547円は、定期預金100円と普通預金447円の利息収入となります。2月の収入1,812円は普通預金の利息です。3月の支出1万2,000円は、理事会出席役員4名分の報酬1万2,000円です。

6ページをお願いします。

6ページから7ページにわたり、事業管理費と一般管理費の月別の支出内容で、内容は先ほどと同様で、7ページ右下の合計7万4,000円を支出しております。

8ページ、9ページをお願いします。7、予算決算対照表の収入の部です。

9ページの下、収入の部の合計では、予算現額579万円に対し、調定額、収入済額ともに578万6,647円、比較では3,353円の不足となっています。

10ページ、11ページをお願いします。支出の部です。

11ページの下、支出の部の合計では、予算現額579万円に対し、支出済額は7万4,000円で、不用額は571万6,000円であります。

12ページをお願いします。8、損益計算書です。

3、販売費及び一般管理費で7万4,000円を支出しています。

4、事業外収益は受取利息2,359円のみであり、収入より支出が多いことから、差額7万1,641円が当期純損失となります。

13ページ、貸借対照表です。

上段の資産の部、1、流動資産の現金及び預金のみで資産合計1,071万2,647円。

中段の負債の部、1、流動負債、2、固定負債はございません。

下段の資本の部、1、資本金の基本財産は500万円です。2、準備金は、前期繰越準備金が578万4,288円、当期純損失は7万1,641円となり、準備金合計は差額の571万2,647円です。

資本合計は、基本金合計と準備金合計の1,071万2,647円で、負債資本合計も同じく1,071万2,647円です。

14ページをお願いします。10、キャッシュ・フロー計算書です。現金収支の状況を示しています。

人件費支出2万4,000円、その他業務支出として法人町民税5万円、支出合計は7万4,000円、収入で利子の受取額2,359円、事業活動のキャッシュ・フローは7万1,641円、4、現金及び現金同等物減少額は7万1,641円です。5、現金及び現金同等物期首残高は578万4,288円、6、現金及び現金同等物期末残高は571万2,647円です。

15ページをお願いします。11、公有用地明細書です。現在、公有用地はございません。

12、財産目録、資産の部、1、流動資産は1,071万2,647円です。内訳は（イ）現金預金571万2,647円、（ロ）定期預金500万円です。資産合計は1,071万2,647円、負債の部はございませんので、差引正味財産は1,071万2,647円となります。

16ページをお願いします。13、監査意見書です。

次に、17ページです。14、令和6年度分利益金処分計算書です。

（1）前期繰越準備金は578万4,288円、（2）当期純損失が7万1,641円、（3）当年度未処分利益金は、差引額の571万2,647円となります。（4）処分量として同額の571万2,647円を次期繰越準備金として処分するものです。

以上で、令和6年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（山本 定生君） 以上で、報告説明を終わります。

_____ . _____ . _____

○議長（山本 定生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。時間は12時までは無事終わることができましたので、皆様の御協力に感謝いたします。お疲れさまでした。

午前11時57分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 6月 6日

議 長

署名議員

署名議員